

令和7年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和7年2月20日（木曜日）

◎出席議員（12名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榊 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
12 番	二 川	靖 君	13 番	高 橋	秀 樹 君

◎欠席議員（1名）

11 番 多治見 亮 一 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	保 多 紀 江 君
福 祉 課 長	森 岡 彰 寿 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君
経 済 課 長	佐々木 康 仁 君
建 設 課 長	松 野 孝 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	鈴 木 研 司 君
総 務 担 当 主 査	飯 野 真 有 君

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名＜P 3＞ |
| 日程第 2 | 会期の決定＜P 4＞ |
| 日程第 3 | 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞ |
| 日程第 4 | 報告承認第3号 専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）〕＜P 5＞ |
| 日程第 5 | 議案第3号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町障害者地域生活支援センター）＜P 5～P 7＞ |
| 日程第 6 | 議案第4号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営大規模草地育成牧場）＜P 7～P 12＞ |
| 日程第 7 | 議案第5号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄動物化石博物館）＜P 12～P 14＞ |
| 日程第 8 | 議案第6号 令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）＜P 14～P 15＞ |
| 日程第 9 | 議案第7号 令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）＜P 15～P 16＞ |
| 日程第10 | 議案第8号 令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）＜P 16～P 17＞ |
| 日程第11 | 議案第9号 令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）＜P 17＞ |
| 日程第12 | 議案第10号 令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）＜P 17～P 18＞ |
| 日程第13 | 議案第11号 令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）＜P 18～P 19＞ |
| 日程第14 | 議案第12号 令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）＜P 19～P 20＞ |
| 日程第15 | 議案第13号 令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）＜P 20＞ |
| 日程第16 | 議案第14号 令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）＜P 20～P 21＞ |

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

11番 多治見亮一君の欠席です。

ただいまから、令和7年第2回足寄町議会臨時会を開会いたします。

◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和7年第2回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

1月の第1回臨時会の挨拶では、今年は極端な雪不足ということでお話をさせていただいた記憶がございます。この冬は本当に雪がなく過ぎてしまうのかなと、こう思ったところでありますけれども、2月3日の夜から4日の昼頃までにかけて記録的な大雪がございました。

後ほど大雪に関する行政報告をさせていただくところではありますけれども、足寄町にあるアメダスには積雪深を計測することができませんので、正確な降雪量というのは分かりませんけれども、私の感覚でいきますと、80センチ以上は降っていたのではないかなと思っております。

朝、役場に来て、役場の前の雪が膝上ぐらいまであった雪を除雪をみんなでしたのですけれども、お昼頃にはまた同じぐらいの雪が降っていたということを考えますと、場所によっていろいろ変わりますけれども、足寄町でも80センチ以上は降っていた、場所によってもっと降っていたところもあるのかもしれませんが、そういった大雪が降ったのかなと思っております。

1日でこれだけの大雪が降るというの

は、なかなか記憶にないところがございますして、町民の皆様も除雪に大変苦勞されたのかなと考えております。これも気候変動の影響などもあるのかと考えているところでもあります。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、専決処分に伴います報告承認1件と、公の施設に係る指定管理者の指定などの議案12件を予定してございます。

御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番細川勉君、9番川上修一君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 本日開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日1日間であります。

本日は最初に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第3号と、議案第3号から議案第14号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後、議場において全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

2月3日から4日にかけての大雪に関する対応について御報告いたします。

2月3日から4日にかけて、低気圧が急速に発達しながら、日本海を北東に進んで北海道へ近づくとともに、三陸沖で発生した別の低気圧が前線を伴い日本の東を北東に進んだ影響により、十勝地方で3日夜遅くから4日昼前にかけて強い雪が降り、帯広市では4日午前9時までの12時間降雪量が統計開始以来最多となる120センチを記録しました。

足寄町内の降雪量につきましては、観測地点がないため把握できておりませんが、隣町の本別町では、4日午後6時までの2

4時間降雪量が116センチを記録しております。

本町の対応についてですが、3日時点の気象情報により、警報級の大雪となることが見込まれたことから、4日の患者輸送車とスクールバスの運休、小中学校の休校、へき地保育所の休所を決定し、町内全域の除雪作業については、4日の午前3時から行うこととしました。

4日当日は、建設課車両室及び委託業者7社の車両17台で除雪作業を進めましたが、記録的な大雪となったため対応しきれず、朝の時点で市街地コミュニティバスを運休、銀河の湯あしよろを休館、ごみ収集を翌日に変更したほか、昼過ぎには翌5日の患者輸送車とスクールバスの運休、小中学校の休校、へき地保育所の休所を決定しました。

また、福祉課において支援を行っている独居高齢者及び高齢者のみの世帯に対して電話による状況確認を行ったほか、福祉課が定めた避難行動要支援者の要件に該当する独居の方の住宅の状況確認等を行っております。

5日につきましては、午前3時から再び町内全域の除雪作業を行い、最低限の道路交通は確保しましたが、道路幅が十分確保できていない町道路線が多くあったことから、6日から順次、拡幅のための排雪作業を実施しております。

なお、迅速な除雪作業に必要な自動車借上料646万4,000円につきまして、2月10日付で補正予算の専決処分をさせていただきました。

現時点で把握している大雪の被害としては、農業関係でビニールハウス2棟の全壊となっております。

早期に安全な道路交通確保等を図るため、引き続き除排雪作業を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告

を終わります。

◎ 報告承認第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり、令和7年2月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由でございますが、令和7年2月3日から4日にかけての大雪によりまして、早急に町道等の排雪作業を行うための予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ646万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,169万6,000円とするものでございます。

歳出から申し上げますので、11ページをお願いいたします。

中段になりますが、第8款土木費、第2

項道路橋梁費、第1目道路維持費におきまして、自動車借上料といたしまして、646万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

上段を御覧ください。第19款繰入金におきまして、646万円の財政調整基金の繰入金を計上いたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度足寄町一般会計補正予算（第14号）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） ただいま議題となりました、議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。足寄町障害者地域生活支援センター。

2、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町旭町1丁目38番地。団体名、特定非営利活動法人ママサポートえぷろん。代表者、理事長 帯谷昭子氏でございます。

3、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定経過等について御説明申し上げます。

当該施設は、福祉ホーム及び基幹相談支援センターなどの二つの機能を有している複合施設であります。現在、施設の管理運営は、令和3年度に締結しました指定管理者基本協定に基づき行っておりますが、本協定が本年3月で満了を迎えるため、今回の指定管理を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、一点目として、特定非営利活動法人ママサポートえぷろんは、地域で暮らす高齢者、障害者など援助を必要とする人々が、当たり前の生活を送るために必要な支援活動を行うことで、公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたNPO法人で、これまで町からの受託事業において

も、中立公平に取り組んでおり、利用者の平等利用を確保し、公平公正なサービスの提供を図ることができる。

二点目として、町の障害者相談支援業務を受託し、指定特定相談支援事業者として、障害者の相談支援業務を行っているほか、福祉ホーム事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の障害福祉サービス事業や介護保険サービス事業を行っていることから、町内の福祉サービスに係る事情を熟知しており、足寄町役場福祉課と一体的に施設の効用を最大限に発揮できる。

三点目として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、相談支援専門員等の運営に必要不可欠な資格を有する職員等を確保しており、施設の運営について積極的に取り組む姿勢がある。

四点目として、これまでの町からの受託事業における実績から見て、経営状況、財務状況ともに問題ないことから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

管理を行わせる期間につきましては、本年度までの協定は3年間としておりましたが、令和4年度から当該施設の指定管理を受託した実績と安定的な施設運営に資するため、令和7年度から令和11年度までの5年間が適当と判断したところでございます。

管理経費につきましては、5年間の合計で1億2,391万4,300円の提案をいただいております。

なお、指定管理者選考委員会は、足寄町副町長を委員長とした6名の選定委員の出席をもって、令和7年1月15日に第1回目を開催し、募集基準の審査を行い、令和7年2月5日に第2回目を開催し、選定基準に照らし、総合的に審査した結果、特定非営利活動法人ママサポートえぷろんが指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本

協定書案の概要について御説明申し上げます。

議案書 16 ページをお開きください。

第 1 章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

17 ページ、第 2 章では業務の範囲と実施条件を、18 ページ、第 3 章では本業務の実施等について、20 ページ、第 4 章では備品等の扱い、21 ページ、第 5 章では事業計画等について、22 ページ、第 6 章では指定管理料及び利用料等を規定し、第 7 章以降においては、その他協定に必要な項目について規定しております。

29 ページ以降は、管理物件、リスク分担保、個人情報取扱特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番。

○10 番（進藤晴子君） 御質問します。

約 1 億 2,000 万円ちょっと、これは 5 年間の指定管理料をママサポートえぶろんのほうから提示があったということでしょうか。

はい、分かりました。

今までの 3 年間で、この金額が上がっているのか下がっているのか、そのちょっと比較を教えてくださいたいのですが。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、単年度の部分で比較しますと年間約 50 万円ほど増額となっております。ここについては人件費

の増加分と考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 3 号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 6 議案第 4 号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 佐々木康仁君。

○経済課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第 4 号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書 49 ページをお開きください。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

1、公の施設の名称は、足寄町営大規模草地育成牧場でございます。

2、指定管理者となる団体の名称について申し上げます。住所は、足寄町南3条1丁目18番地。指定管理者となる団体は、足寄町農業協同組合です。代表者は、代表理事組合長の新津賀庸氏でございます。

3、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっております。

次に指定管理者の候補者の選定経過等について御説明を申し上げます。

当該施設は、乳用牛、肉用牛、馬等の家畜を農家に代わって育成する受託業務を担っておりまして、農家の労働力及び飼料確保の負担軽減を図り、町内畜産農家の経営安定化に寄与する支援拠点でございます。

現在、施設の管理運営は、令和2年度に締結しました指定管理者基本協定書に基づき、足寄町農業協同組合を指定管理者として行っておりますが、本協定が本年3月で満了を迎えるため、今回の指定管理を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、まず一点目といたしまして、足寄町農業協同組合は、本町の農業団体として利用者の畜産農家等の平等利用の確保及びサービスの向上が図られることでございます。

二点目といたしましては、町内農業における畜産農家の事情を熟知しており、営農指導と一体的に大規模草地施設の活用を最大限に発揮できることでございます。

三点目といたしましては、牧場業務を熟知し、運営する物的能力、人的能力を有し、管理を適切に行う能力を有する職員等を確保できることとしております。

四点目といたしましては、資材購入、草地改良など総合的な運営能力を有していること。

五点目といたしましては、公共的団体で

あります足寄町農業協同組合は、従前より、指定管理者として大規模草地育成牧場の管理運営に高い実績を有しており、指定管理者制度の継続について積極的に取り組む姿勢であること。

以上の点から、今後も同様の施設運営が期待できるものでございます。

なお、指定管理者選考委員会は、足寄町副町長を委員長といたしました6名の選定委員をもちまして行っております。

1回目は、令和6年12月6日に開催をいたしまして、募集基準等の審査を行い、2月5日の2回目の選考委員会で選定基準に照らし、総合的に審査した結果、足寄町農業協同組合を指定管理者の候補として選定しております。

次に、資料として添付しております指定管理者基本協定書案の概要について御説明申し上げます。

議案書53ページをお開きください。

第1章の総則におきましては、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

続いて54ページでは、本業務の範囲と実施条件を記載しております。

55ページ、第3章では、本業務の実施等について記載をしております。

56ページ、第4章につきましては、備品等の扱い、第5章では事業計画等について記載をしております。

57ページ、第6章では、指定管理料及び利用料金等を規定し、58ページにおきましては、第7章以降において、その他、協定に必要な項目について規定しております。

64ページから66ページにかけましては、管理物件について記載をさせていただいております。

67ページ、68ページにおきまして、仕様書を添付させていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願

をいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番（矢野利恵子君） この57ページ、第6章、指定管理料及び利用料金について、第22条で、甲は町ですよね、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うことができるとなっているのですけれども、町の指定管理は全部で七つ。七つのうち、指定管理で、町で指定管理料を出しているのに対して、これに対しては、農協から逆にもらっていると。それはおかしいのではないかなと。

昔、新津組合長が、足寄町は農家270戸あるという挨拶をしていた。今、もう50件以上減ってしまって、二百十何件と聞いている。それだけ大変な農業情勢の中で、農協からお金取っていいのか、せめてお金を取らないという形にして、農家、資材買ったり、肥料や飼料を買ったりするときに、そのお金を上乗せして、農家に負担がかからないようにという形を持ってもらいたいなど。これに対しては、今回はお金幾らということは出ていないので、この条例に反対する、この約束に反対するということにはならないのですけれども、やはり今後の在り方として、たった1件、お金をもらうということをやめていってもらいたいという気持ちですけれども、それについての対応はどのようになっていくでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） ただいまの指定管理料のお話でございますけれども、農協に指定管理をしていただいた平成18年のときの農協との協議の中でも、指定管理料は農協としてはいただかないというようにお話で決定をしております。

理由といたしましては、大規模草地育成牧場の管理運営で十分経費を賄えるということでございましたので、この間ずっとそのような形で進めさせていただいております。

こちらからお金を取っているというのは表現としては非常に違うのかなと思っておりますが、現在につきましては、農協との協議に基づいて、この間整備をいたしました牛舎、堆肥舎等の負担について、10年間にわたって分割して払うということを議会の皆さんにも御理解をいただいて、それは農協支援の一環として議会の皆さんの御理解をいただいて、毎年1,870万円の経費を農協のほうから施設費負担金としていただいているということになります。

これは整備をした部分について、農協のほうからの申し出もあって、そのような形をさせていただいたということになっておりますので、その部分と指定管理料の部分については、ちょっと違うお話かなと思っております。

○4 番（矢野利恵子君） すみません、言い方を間違えました。指定管理料ではなくて、牛舎と堆肥舎を修理したときのやつを10年間にわたって払うということになっている。でも、ほかの以下六つの指定管理のところはどうですか、そんなことしていますか。こちらから修理費を出しているはずです。

例えば、20万円以下だったら、その管理料の中でやる。20万円以上の修理費がかかるような場合は、町で負担する。そのような協定が出されているはずですよ。

ところがここだけは、20万円以上どころか、もっとあるのに修理費を取っている。そこが問題だと私は言っているのですけれども、それについて、ほかのすべての指定管理と同じように、修理費も町で持つということになっていかないのか、それをお聞きしたい。

○議長（高橋秀樹君） 経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） ただいまの御質問ですけれども、これは道営事業を導入して、大規模草地育成牧場の整備を行っております。多額の経費がかかるものですから、その中でどうしても受益者負担金というのがかかります。その受益者負担金分につきましては、農協のほうでお支払いをいただくということが、この間お話がされておりましたので、それに基づいてかかった経費を本来であれば、単年度で受益者負担金なので払わなければならないのですけれども、農協からの申出を足寄町としては受けまして、それを10年払いで無利息で支払っていただくというようなことになっておりますので、それと一緒にちょっとならないと考えております。

これにつきましては、農協との協議に基づいて行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） それは、やはり理解できないですね。

例えば、去年あたりだったら化石博物館の屋根の修理に1,000万円、これをちゃんと出している。農協だとすごく金額が多いけれども、農家は今大変な時期だと思う、もう50件以上農家が減っているのだから。飼料も肥料も上がるから、これからはやっていけないから、うちは辞めたんだという肉牛業者の人もいた。こんな大きな牧場だったのに、それを辞めてしまった。それを考えたら、受益者負担という、そういう屁理屈のような、ほかのところだって受益者負担だろうということになっていくので、農家、基幹産業である農家を保護するためにも、ぜひ考え方を改めていってもらいたいと考えます。それについて。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） この負担分の経費を支払っていただいているというのは、先ほども申しましたが、議会の皆さ

んにも御理解をいただいているものでございます。これと農家支援というのは別物だというふうに考えております。ですから、それはそれ。農家支援については、やはり農協と協議をしながら、どのような形がいいのか協議をしながら町としても考えていくべきではないかと考えてございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） 幾ら言ってもらちが明かないというか、これも農家支援の一つになると思う。たった一つ、ここだけからお金をもらっていると、そこが問題なのではないかなって。こっちからお金を出すとまではまだ言っていないけれども、少なくともお金を取るということにはならないと考えますので、でも、幾ら言ってもその考えは変わらないということで、議会とも話し合って、そういうふうに決めてきたからいいんだと言われてしまったら、私もそのときは議会にいなかったのですが、でも今後はこの収入の部分で、農協から1,870万円をもらうということが3月定例で出てくるかもしれませんけれども、予告として私それには反対したいと思います。

幾ら言ってもらちが明かないので、以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

12番。

○12番（二川靖君） 今のこととちょっと関係あるのかなと思ってしまいますけれども、実は年間10年間で1,870万を農協のほうからというのは、これ理解できません。

それで、何を言いたいかと言えば、今回5年間のまた指定管理ということで、施設の老朽化というのが多分進んでいくのかなと思ってます。そういったときに、農協とまた協議をするということになっていくのかなと思ってしまいますけれども、その10年間の、1年間で言えば1,870万がまた

ふくれ上がっていくということも、最終的にこの５年間で考えられるのかな、プラスになっていくのかなということもちょっと考えられますので、そういったことも含めて、今のこういった施設が老朽化していつているのかという部分的なことが分ければ、少し教えていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

二川議員がおっしゃるとおり、施設の老朽化は進んでおります。大規模草地在り運営されてから、もう５０年という月日がたっております。その間、先ほども申しましたけれども、道営事業等を導入して、何度か改修を含めてさせていただいております。

近々で言えば、平成２５年、先ほどもありましたけれども、草地整備だとか、畜舎、堆肥舎、水道施設等の整備も行わせていただいて、令和２年度に完了して、この部分とそれ以前の負担の部分も含めて、先ほどからお話ししている負担金をいただいていると。二川議員が御心配をされているとおり、まださらにこの５年の間に老朽化するという、あるいは改良していかないと、やはり良い牛を返すことはできないというようなことにもなりますので、整備については今も協議をしておるところでございます。

農協からの要望も聞いておりますし、ただ先ほども言いましたけれども、町単独でこの事業をやるというのはとても無理ですので、道営の事業を導入させていただいて整備をするということになります。

ただ、二川議員がおっしゃったとおり、そうするとまた受益者負担の部分で費用がかさむのではないかというお話です。まさにそういうことになろうかと思っておりますので、それであれば実際にどれくらいかかるのか、仮にそれをまた農協のほうで支出して支払っていただけるのかどうなのかも含めて

可能性を探っていかなければならないだろうと思っております。

今、具体的な検討にちょっと入ったところでございますので、これから双方協議をしながら、どういう形がいいのか検討していきたいと考えております。

○議長（高橋秀樹君） １２番。

○１２番（二川靖君） 了解いたしました。

それでもう一つ聞きたいのは、昔ちょっと聞いたことがあるのですが、今、矢野議員が言ったように、多分、言われたのですけれども、町内の牛でない牛も多分入ってきているのかなと思っています。それで、矢野議員が言われるようなことで、町が全部支出してしまえば、ほかから来ているところのお牛さんがちょっともうけちゃうのかなって、逆にね、そういったことも考えられるのかなと思っていますので、その割合というのは、私もちょっと押さえていませんけれども、町外からそういった牛も来ているということも聞いていますので、そこら辺の飼育料というのかな、その辺ちょっと違うのか違わないのか、それだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） ただいまの御質問でございますけれども、基本的には、町内の牛を大規模草地育成牧場で育てるというのが原則でございますけれども、牛舎に余裕があったり、町内の牛が規定の量より入ってこない場合につきましては、道外からも受け入れをしているところでございます。

今までの利用料金につきましては同一ということ、あくまでも町内の牛を受け入れるという形でやっておりましたので、同一の利用料金ということで取らせていただいておりますが、ただいま二川議員からもありましたとおり、今後また施設の整備をするだとか、あるいは、そういうことも含

めて考えていくと、道外のあるいは町外の牛馬については別料金というか、若干上乗せをした料金体系だとかというのも考えていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（二川靖君） 分かりました。そういったことで努力も必要なのかなと思っていますので、今後以降、協議をしながらお互い努力をしていくということでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） 課長、申し訳ない。今、12番議員の町内と町外の牛の委託使用料というのですか、それ同一と言ったけど違ってきますよ。町外は高いはず、自分のこれを見たら。違うかな。ちょっと確認いただけないかな。自分の記憶では、地区懇談会なんかで数字を見たときに町外は高く差がついていたと記憶するのですけれども、ちょっと確認していただけないかな。自分が間違ったらごめんなさい。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） 訂正をいたします。

基本的には、例えば馬でいきますと、明け2歳以上だとすると313円、町内が1日313円、馬だと324円、10円違います、申し訳ありませんでした。そのように若干の違いはあります。

例えば、同じく乳用牛につきましては、町内牛馬につきましては乳用牛6か月以上だと264円、道内だと313円、道外だと324円ということで、10円ずつぐらいいちよつと変わっております。すみません。訂正いたします。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長（丸山一人君） ただいま議題となりました、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の69ページをお開きください。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。足寄動物化石博物館でございます。

2、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町西町7丁目4番地100。団体名、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然。代表者、理事長 高橋一二氏でござ

います。

3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由について申し上げます。

1点目として、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然は、足寄動物化石博物館による研究・普及活動を基盤とし、地域住民による自主的かつ主体的な化石・自然の活用を促進する活動等を行うことを目的に、町民主体に結成された非営利活動団体であり、これまでの実績からも利用者の平等利用の確保及び化石発掘体験やミニ発掘体験などの体験型プログラムの充実等により、サービスの向上が図られております。

2点目として、足寄動物化石群の研究をはじめとする博物館に必要な知識を有している唯一の団体であり、足寄動物化石博物館の効用を最大限発揮できます。

3点目として、博物館運営を熟知し、物的能力、人的能力を有し、足寄動物化石群の研究及び博物館活動を行う人材を確保しております。

4点目として、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然は、第1期から第3期の15年にわたり、指定管理者として博物館に係る管理運営に高い実績を有しており、指定管理者制度の継続について積極的に取り組む姿勢があることから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

なお、指定管理者選定委員会は、足寄町副町長を委員長とした6名の選定委員の出席をもって、令和7年1月15日に第1回を開催し、募集基準の審査を行い、令和7年2月5日に第2回目を開催し、選定基準に照らし、総合的に審査した結果、特定非営利活動法人あしよろ化石と自然が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書案について御説明申し上げます。7

5ページをお開きください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

76ページ、第2章では業務の範囲と実施条件を、77ページ、第3章では本業務の実施について、79ページ、第4章では業務実施に係る甲の確認事項について、80ページ、第5章では指定管理料及び利用料等について、第6章では損害賠償及び不可抗力について、81ページ、第7章では指定管理期間の満了について、82ページ、第8章では指定管理期間満了以前の管理の指定の取り消しについて、83ページ以降におきましては、その他、協定に必要な項目について規定しております。

87ページからは、管理物件、リスク分担表、仕様書、個人情報取扱特記事項を規定しまして、最後に標本登録リストを添付させていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第6号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,171万5,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、合わせて2,921万5,000円を減額いたしました。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料におきまして、健康管理システム改修業務といたしまして、200万円を計上いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金といたしまして859万7,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第2目道路橋梁災害復旧費、第12節委託料におきまして、上芽登原野支線用地確定測量業務といたしまして484万円を、第14節工事請負費におきまして、上芽登原野支線災害復旧工事といたしまして、2,379万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。12ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、道路橋梁災害復旧費国庫負担金といたしまして、1,814万1,000円を計上いたしました。

第16款道支出金におきまして、担い手確保・経営強化支援事業道補助金といたしまして、859万7,000円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、教育振興寄附金を6万円計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、過疎対策事業債を2,930万円減額し、災害復旧債といたしまして、道路橋梁災害復旧事業債の単独分・補助分合わせて1,310万円を計上いたしました。

3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正といたしまして、2件の追加をお願いいたしました。

4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正といたしまして、来年度以降における事業の円滑な執行

のため、6 ページまでになりますが、ソフトウェア使用料など51件の追加をお願いしておりまして、追加する事項、期間、限度額は、表のとおりでございます。

7 ページをお願いいたします。

第4表で、地方債補正、追加1件、変更1件をお願いいたしました。

以上で、議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出から始めます。16ページから18ページ、歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 12ページにお戻りください。

歳入に入ります。12ページから14ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページから6ページ、第3表債務負担行為補正、追加51件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 7ページ、第4表地方債補正、追加1件、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第6号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第7号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 21ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第7号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,752万7,000円とするものでございます。

26ページをお開き願います。

今回の補正予算は、高額医療給付費及び葬祭費の増加により、予算が不足する見込みとなったことに伴うもので、歳入歳出予算の内容につきまして、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

26ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第8号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野孝君。

○建設課長（松野孝君） ただいま議題となりました、議案第8号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

第1表の債務負担行為でございますが、簡易水道施設維持検針等業務委託につきまして、令和9年度まで2,664万1,000円を限度に債務負担をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

30ページ、第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件

を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第8号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

○議長(高橋秀樹君) 日程第11 議案第9号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長(森岡彰寿君) 補正予算書の31ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第9号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の32ページをお開き願います。

第1表債務負担行為でございますが、令和7年度開始当初から、介護保険特別会計の事業運営に必要な業務委託1件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

32ページ、第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第9号令和6年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

○議長(高橋秀樹君) 日程第12 議案第10号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長(森岡彰寿君) 補正予算書の33ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第10号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,388万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,507万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、40ページをお願い申し上げます。

補正予算の内容ですが、40ページ下段となりますが、介護サービス施設建設費に

つきまして、令和6年度事業の精査等に伴い、建設工事全体の契約金額の変更はございませんが、令和6年度から令和7年度への工事の一部を繰り延べしたこと等に伴い、介護サービス施設新築工事に係る委託料としまして28万4,000円を、工事請負費といたしまして4,359万6,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

40ページ上段になりますが、介護サービス事業費道補助金といたしまして、1,886万5,000円、一般会計からの繰入金としまして、2,921万5,000円を減額し、介護サービス事業債としまして、420万円を増額するものでございます。

35ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正といたしまして、令和7年度開始当初から、特別養護老人ホームの事業運営に必要な施設警備業務委託など4件に係る債務負担行為の追加、及び歳出の説明で申し上げました、令和6年度から令和7年度への特別養護老人ホーム新築工事の一部を繰り延べしたことに伴い、介護サービス施設新築事業に係る債務負担行為1件の変更をお願いいたしました。

第3表地方債補正といたしまして、介護サービス事業債1件の変更をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

40ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 35ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加4件、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

○議長（高橋秀樹君） 日程第13 議案第11号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 43ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第11号足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

44ページをお開き願います。

第1表債務負担行為でございますが、資源ごみ処理等事業運営に必要な銀河クリーンセンターの電気工作物保安管理業務等につきまして、これまで3年間の長期継続契約としていたところですが、本年3月末で契約期間の満了を迎えるため、改めて令和7年度から令和9年度までの3年間の契約期間として契約をしたいことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

44ページ、第1表債務負担行為1件、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

○議長（高橋秀樹君） 日程第14 議案第12号令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野孝君。

○建設課長（松野孝君） ただいま議題となりました、議案第12号令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、上水道施設維持検針等業務委託につきまして、令和9年度まで、2,688万4,000円を限度に債務負担の追加をお願いするものでございます。

以上で、議案第12号令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第2条、予算第5条に定めた債務負担行為の補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号令和6年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

○議長（高橋秀樹君） 日程第15 議案第13号令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野孝君。

○建設課長（松野孝君） ただいま議題となりました、議案第13号令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、下水終末処理場維持管理業務委託につきまして、令和9年度まで1億6,317万4,000円を限度に、下水終末処理場の電気工作物保安管理業務委託につきまして、令和7年度まで26万3,000円を限度に、債

務負担の追加をお願いするものでございます。

以上で、議案第13号令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第2条、予算第5条に定めた債務負担行為の補正、追加2件、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号令和6年度足寄町下水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

○議長（高橋秀樹君） 日程第16 議案第14号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○病院事務長（川島英明君） ただいま議題となりました、議案第14号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

49ページをお開きください。

第2条関係でございますが、予算第11条の次に第12条として債務負担行為を加え、令和7年4月1日から業務開始を必要とする夜間警備等業務委託など5件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第2条、債務負担行為第12条の追加5件。

質疑はありませんか。

10番。

○10番（進藤晴子君） 質問させていただきます。

限度額がいろいろ書いてあるのですけれども、どうも委託料が上がっているのかどうかというところが、ちょっと気になるので、各それぞれが、人件費等が民間の私たち足寄町内の人たちの人件費、給料が上がっているのかどうかというところが、ちょっと知りたいところなので、委託料が上がっているかどうか、もしお分かりになれば、金額、大体で結構でございます。大体で。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○病院事務長（川島英明君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、人件費部分、高騰しております、その部分が主に

上がった要因になっております。

ちなみに、例えば夜間警備等業務委託ですと、昨年度が債務負担行為784万2,000円。管理等清掃業務委託については、228万9,000円。医療請求事務等委託業務は、2,385万6,000円ということで、この差額分が上昇、主に賃金のアップ分ということで捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回足寄町議会臨時会を閉会

します。

午前 11 時 47 分 閉会